

(居宅系) 地域密着型サービスの指定申請の流れについて

※居宅系とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護：夜間対応型訪問介護：(介護予防) 認知症対応型通所介護の事業になります。

(1) 受付

(ア) 郵便等による送付の方法により受付は随時行っています。

(イ) 事前協議は補正期間を考慮してください。

(2) 事前協議から指定までの流れ

① 事前協議書類を郵送等で届出てください



② 事前協議書類の確認



不備にかかる補正。

③ 事前協議申請書類の受理



※地域密着型サービス運営委員会の開催月(偶数月)の前月末日まで。

④ 現地確認



※現地確認が必要な場合のみ。

⑤ 地域密着型サービス運営委員会 ※偶数月の開催



※地域密着型サービス運営委員会後、建築・改修を行ってください。

建築確認が必要な場合は、建築確認申請等に係る経由印を受けに来てください。

⑥ 施設建築・改修



⑦ 指定申請予約申込み 毎月1日～10日(休日の場合はその前日まで)



※指定申請書類の受付については、指定申請スケジュールをご覧ください。

受付は、ファックスでの予約が必要になります。

⑧ 指定申請初回受付日の通知及び納入通知書の送付 毎月25日ごろに郵送等にてお知らせします



審査事務手数料の納入通知書の送付(指定申請初回受付前月末日までに法人宛に発送します)

⑨ 介護保険法による指定申請 審査事務手数料の納付



初回申請予約日については、予約申込みの締切り日の属する月の1日～8日ごろまで(月初めの6開庁日)が初回の申請受付日となり、その月末までに申請書類を漏れなく提出いただく必要があります。

⑩ 老人福祉法による設置届出 ←指定申請時に併せて提出いただきます。



※介護保険法による通所介護を実施する場合には、老人福祉法第15条第2項に規定する「老人デイサービスセンター等の設置届」等の届出が必要となります。

⑪ 現地確認 (事業開始前月の5日～15日の期間)



⑫ 地域密着型サービス運営委員会 ※偶数月の開催



⑬ 指定時研修



指定時研修後に、指定通知書を交付します。

⑭ 事業開始 (指定時研修後翌月1日あるいは翌々月1日)